

## 意見提出手続

令和4年（2022年）11月1日

市民の皆様へ

旭川市長 今津寛介

「個人情報保護制度の見直しに関する考え方（案）」に対する意見等の募集について

旭川市における個人情報を取り扱う業務については、ほかの地方公共団体と同じように条例で取扱いに関するルールを定め、そのルールに従って業務を行っています。旭川市の場合は旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）を定めています。

昨年5月に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、来年（令和5年）4月から、国、民間事業者及び全ての地方公共団体などが、改正後の個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うことになりました。

このため本市においても、現在の個人情報の取扱いに関するルールを見直し、制度の運用に必要な事項を定める必要がありますので、このたび見直しの案を作成しました。

つきましては、「個人情報保護制度の見直しに関する考え方（案）」について意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

### 1 意見募集期間

令和4年（2022年）11月1日（火）から令和4年（2022年）11月30日（水）まで

### 2 意見募集のテーマ

「個人情報保護制度の見直しに関する考え方（案）」に対する意見、提言など

### 3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎1階

旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係

電話：（0166）25-9101 FAX：（0166）25-3381

（裏面に続きます）

電子メール：shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp

#### 4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください（使用できる言語は日本語のみとします。）。

- (1) 郵送又は持参
- (2) F A X送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
  - \* 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
  - \* 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
  - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投かんすることもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。
  - \* 投かんに当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めしたりするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対策施策の案の名称 ～「個人情報保護制度の見直しに関する考え方（案）」と記載してください。

#### 5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、市民活動課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）でもお知らせします。

#### 6 その他

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報は除きます）。

# 個人情報保護制度の見直しに関する考え方（案）について

## 1 改正の概要

令和3年（2021年）5月、国において個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、別紙のとおり国の行政機関や地方公共団体などの各機関における個人情報の取扱いに関するルール（根拠）が個人情報保護法へ一本化されることになりました。

今回の個人情報保護法の改正は、官民や地域の枠を超えて活発化するデータ利活用への対応のため、これまで各法律や各地方公共団体により異なる取扱となっていたために生じていた不均衡・不整合を改め、適正な取扱いとなるよう法律による全国的な共通ルールを設置することを目的としています。地方公共団体は、法律に基づく制度の運用に必要な事項を定めた条例を定めなければならないが、また、法律で許される範囲内に限り、条例で独自の保護の方法を定めることができるようになっています。

そこで、本市においても、個人情報保護法の改正の考え方を踏まえ、令和5年（2023年）4月の法律の施行に合わせて（仮称）旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を定める必要があるため、本市における個人情報保護制度のあり方の見直しを行います。また、個人情報保護法で定める不開示情報との整合性を確保するため、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号。以下「情報公開条例」という。）の改正も併せて行います。

## 2 意見を募集する見直しの主な内容

国の個人情報保護委員会が作成したガイドラインでは、個人情報保護法改正の趣旨を踏まえ地方公共団体が「条例で定める必要がある事項」、「条例で定めることが想定される事項」及び「条例で定めることが許容される事項」が示されており、これを踏まえて見直しを行います。

個人情報保護法で一本化された取扱いルール （主なもの。これらは意見提出手続の対象とはいたしません。）	意見を募集する見直し内容 （「条例で定める必要がある事項」、「条例で定めることが想定される事項」及び「条例で定めることが許容される事項」）
・ 個人情報の定義 （個人識別符号、要配慮個人情報など） ・ 個人情報の取扱い （保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限など） ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表 ・ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求 （請求権や要件、手続の主要部分）	(1) 条例要配慮個人情報の規定について (2) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務の届出に関する規定について (3) 個人情報開示請求の決定期限に関する規定について (4) 個人情報開示請求の費用負担に関する規定について (5) 訂正請求・利用停止請求ができる個人情報

	<p>報に関する規定について</p> <p>(6) 匿名加工情報の提供制度に関する規定について</p> <p>(7) 情報公開制度との整合性を保つための規定について</p> <p>※「3 見直しの内容について」で詳しく説明します。</p>
--	---

### 3 見直しの内容について

#### (1) 条例要配慮個人情報の規定について

個人情報保護法の定める要配慮個人情報のほかに、本市独自の「条例要配慮個人情報」は規定しないこととします。

#### 【考え方】

要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいいます（個人情報保護法第2条第3項）。要配慮個人情報の取扱いについては、個人情報ファイル簿（2）で詳しく説明します。）に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表すること（個人情報保護法第75条第1項）に加え、漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告義務が課されました（個人情報保護法第68条第1項）。

本市では現在、原則収集してはならない個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報）を旭川市個人情報保護条例（平成17年条例第8号）で規定していますが、要配慮個人情報そのものの規定はありません。

#### 【個人情報保護法で規定している要配慮個人情報】

- ・人種・信条（思想と信仰を含む。） ・社会的身分・病歴・犯罪の経歴
- ・犯罪により害を被った事実・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）があること。
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・健康診断その他の検査の結果に基づく医師の指導、診療、調剤が行われたこと。
- ・刑事事件に関する手続が行われたこと。 ・少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

個人情報保護法第60条第5項では、地方公共団体の機関は、要配慮個人情報以外の個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについては「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるとされています。

この点、本市においては、個人情報保護法の定める要配慮個人情報に加えて、独自の要配慮個人情報として定めるべき個人情報は想定されず、個人情報保護法に基づき十分に個人情報の保護を図ることが可能であると考えられることから、現時点では「条例要配慮個人情報」は規定しないものと考えています。

なお、条例要配慮個人情報として規定すべきものがあるかについては、社会情勢を踏まえつつ今後も検討していきます。

## (2) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務の届出に関する規定について

個人情報ファイル簿を作成し、公表するのは改正後の個人情報保護法で義務付けられている範囲のものとします。

### 【考え方】

個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものや、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）について、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態をよりの確に認識することができるようにすることを目的とするものです。

対象者が1,000人以上の個人情報ファイルは、個人情報保護法第75条第1項により個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられています。

一方、対象者が1,000人未満の個人情報ファイル等については、個人情報ファイル簿を作成し、公表することは不要とされていますが、施行条例で定めて個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等を作成し、公表することも可能と解されています。

本市の現行の制度では、個人情報取扱事務ごとに個人情報取扱事務の届出をし、利用目的等を公表しています。

地方公共団体の機関は本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない（個人情報保護法第62条）ため、本人が自己に関する個人情報の利用実態を認識することは可能であること、また、現在個人情報取扱事務の公表を行っていますが閲覧の実績はほぼ皆無であることから、作成及び公表は、個人情報保護法により義務付けられている個人情報ファイル簿の範囲とします。

### (3) 個人情報開示請求の決定期限に関する規定について

現行制度では、開示請求に係る決定期限は請求日を除く14日以内、延長期間は31日以内でしたが、改正法の施行後は、決定期限は変更せず、延長期間は30日以内とします。

#### 【考え方】

個人情報保護法第83条第1項では、開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から30日以内に、開示決定等を行わなければならないとしています(初日は含みません)。

また、個人情報保護法第83条第2項では、開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができるとしています。そのため、延長の期間を合わせると、開示決定等を行う期間は60日以内となります。また、個人情報保護法で規定する範囲内で開示決定等や期限を延長できる日数を短縮することも可能と解されています。

現行制度では、開示請求に係る決定期限は14日以内、延長の期間を併せると45日以内に開示決定等を行うこととしています(初日は含みません)。

このことについて、過去の開示請求では14日以内に開示決定等を行わずに期限を延長したケースはほとんどなく、おおむね現行制度で規定する期限どおりに決定しており、現行制度よりも開示決定等を行う期限を延ばす特段の理由はないため、開示請求に係る決定期限は引き続き14日以内とします。

また、現行制度では延長できる日数は31日間ありますが、これは個人情報保護法で定める日数を超えているため、延長分の日数を個人情報保護法に合わせて30日以内とします。

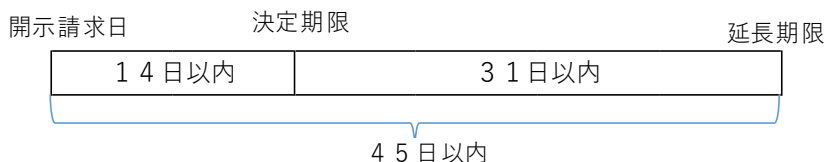
なお、個人情報保護法による訂正・利用停止請求に対する決定期限については、現行制度で相当する訂正、削除又は利用等の中止請求と変わらず21日間とし、延長分の日数を24日以内とします。

## 【参考】

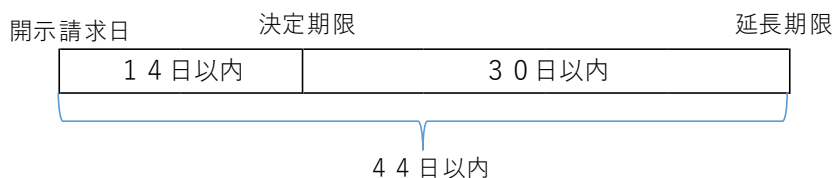
### ○個人情報保護法における決定期限



### ○現行の条例における決定期限



### ○制度見直し案における決定期限



## (4) 個人情報開示請求の費用負担に関する規定について

現行制度と同じく、請求手数料は無料とし、開示文書の複写料（実費）を負担していただくこととします。

## 【考え方】

個人情報保護法第89条第2項では、条例で定めた実費の範囲内で手数料を納めなければならないと規定されています。

また、手数料の額は、できる限り利用しやすい額とするよう配慮する必要があることから、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能と解されています。

現行制度では、開示についての手数は無料としており、開示の際に必要な複写料や送付費用を負担するものとしています。

このことについて、個人情報開示請求制度を利用しやすい制度とするため、引き続き開示請求自体の手数は無料とし、開示の際に必要な実費を負担していただくこととします。なお、実費の単価も変更する特段の理由がないので引き続き同じ額とします。

## 【参考】

○現行の旭川市個人情報保護条例施行規則で定める実費の額

区分		金額
乾式複写機による写しの交付（用紙の大きさが日本産業規格におけるA列3番以下のものに限る。）	モノクロ単色刷り	1枚につき 10円
	モノクロ以外の単色刷り及び多色刷り	1枚につき 50円
上記以外の物品の供与		実費を参考に別に定める。

### （5）訂正請求・利用停止請求ができる個人情報に関する規定について

現行制度では、事前に開示請求による開示を受けていない個人情報であっても訂正などの請求はできます。見直し後においても、支障が生じない限り開示を受けていない個人情報であっても訂正などの請求の対象とします。

## 【考え方】

個人情報保護法第90条では、開示決定に基づく開示を受けたものに限り、その内容が事実でないと思うときは、その保有個人情報の訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができる旨が規定されています。また、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求の対象とする法施行条例を規定することは妨げられないと解されています。

現行制度では旭川市個人情報保護条例第21条において、だれでも、自己についての保有個人情報に誤りがあると認めるときは、その保有個人情報の訂正（削除を含みます。）を請求することができる旨を規定しています。

このことについて、開示請求を前置しなくても訂正を求める保有個人情報を把握することは可能であるため、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報でも訂正請求の対象とします。

### （6）匿名加工情報の提供制度に関する規定について

本市では当面、匿名加工情報の提供制度は導入しないこととします。

## 【考え方】

個人情報保護法第60条第3項、第109条から第123条では、地方公共団体が取り扱う行政機関等匿名加工情報制度について規定しています。

匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないように行政機関等が保有する個人情報を加工し、かつその個人情報を復元できないようにした情報のことをいいます。また、個人情報保護法附則第7条では、都道府県及び政令市を除く市町村での導入は任意とされています。

このことについて、制度の導入は任意であること、また、これまでこの情報の利用を求める要



望はなく、本市においては導入する特段の理由がないため、当面の間当該制度は導入しないこととします。

(7) 情報公開制度との整合性を保つための規定について

個人情報保護法の不開示情報と、本市情報公開条例の非公開情報の不一致をなくすために、情報公開条例の一部を改正します。

【考え方】

個人情報保護法第78条第1項では、開示請求があった場合は原則開示することとし、開示の例外として不開示情報について規定しています。

この不開示情報には、情報公開条例第7条及び第8条で規定している非公開情報と若干の不一致があります。

このことについて、個人情報保護法の規定では不開示情報となる「公務員等の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の氏名」は情報公開条例でも公開することとしていたので、引き続き開示することとします。

このほか、個人情報保護法で不開示情報とされており、現行の情報公開条例の解釈上でも非公開としてきた情報については、情報公開条例の非公開情報を実質的に広げるものではないため、情報公開条例の非公開情報の規定を個人情報保護法の不開示情報の規定に合わせることにします。

4 スケジュール

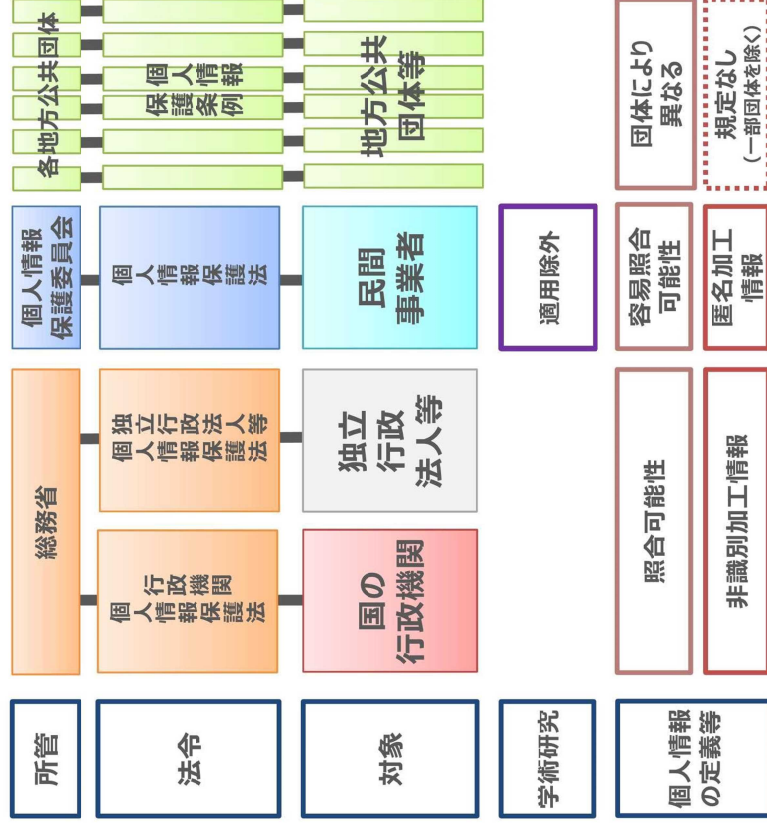
本年12月に、お寄せいただいた御意見に対する考え方を取りまとめて公表し、作成した考え方をもとに、来年2月に予定される定例市議会に施行条例などの議案を提出する予定です。



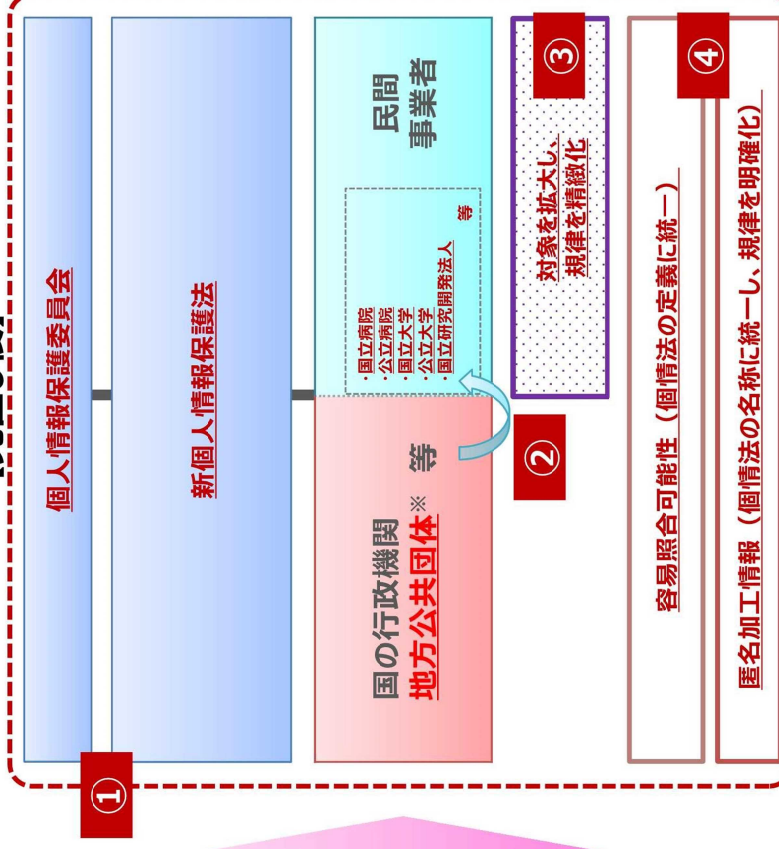
# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報に関する規律を明確化**。

## 【現行】



## 【見直し後】



※個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報の見直しに関する最終報告概要」より一部抜粋

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容